



平成 30 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 日本特殊陶業株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 尾堂 真一
(コード: 5334 東証・名証第 1 部)
問合せ先 広報部部长 稲熊 雄二
(TEL. (052) 872-5896)

自動車部品に関する欧州委員会の決定について

当社は、平成 30 年 2 月 21 日（ブリュッセル時間）、スパークプラグの過去の販売に関して、欧州競争法に違反する行為を行ったとして、欧州委員会から約 30 百万ユーロ（約 40 億円）の制裁金支払いを命ずる決定通知を受けました。

当社は、平成 23 年 7 月より同委員会が実施してきた調査に全面的に協力するとともに、適用法令、調査により判明した事実関係などを踏まえ、同委員会との間で和解に向けた協議を続けてまいりました。この度の決定は、法令に基づく同委員会との和解手続きを経てなされたものです。

当社といたしましては、このような事態になりましたことを厳粛かつ真摯に受け止め、現在、当社グループにおいて取り組んでおりますコンプライアンス教育の徹底を継続し、再発防止、信頼回復に努めてまいります。

お取引先様、株主様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

なお、本件に伴う平成 30 年 3 月期の連結業績予想の修正はありません。

以上